

社会福祉法人緑ヶ丘学園 介護福祉士修学資金貸付実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人緑ヶ丘学園介護福祉士修学資金貸付規程（以下「貸付規程」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、貸付規程において使用する用語の例による。

(貸付承認申請書)

第3条 貸付規程第5条第2項に規定する介護福祉士修学資金貸付承認申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書を提出しようとする者は、当該申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 養成施設の合格通知書の写し又は在学証明書
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書（申請前2月以内に作成したもの）
- (4) 学業成績表（養成施設等の直前に在学していた教育機関のもの）
- (5) 申請者及び連帯保証人の住民票（記載事項の省略のないものに限る。）及び課税証明書並びに身分証明書（又はこれに類するもの）の写し
- (6) 申請者の戸籍謄本（本人が未成年の場合に限る。）
- (7) 誓約書（別記第2号様式）及び同意書（別記第3号様式）
- (8) 申請者の在学する養成施設の長の推薦状（別記第4号様式）

(貸付の承認)

第4条 貸付規程第5条第4項に規定する通知書は、別記第5号様式の貸付承認（不承認）通知書によるものとする。

2 貸付規程第5条第5項に規定する借用証書は、別記第6号様式によるものとする。なお、提出にあつては当該借受者（未成年の場合を除く。）及び連帯保証人の印鑑登録証明書及び振替口座通知書（別記第7号様式）を添付するものとする。

(修学資金の交付)

第5条 修学資金は、借受者の在学期間中、毎月交付する。ただし、理事長が特別の事情があると認めるときは、数月分をまとめて交付することができる。

(連帯保証人)

第6条 貸付規程第6条第4項に規定する連帯保証人契約書は、別記第9号様式によるものとする。

2 貸付規程第6条第5項に規定する連帯保証人変更届は、別記第8号様式によるものとする。

(貸付の承認の取消し等)

第7条 貸付規程第7条第1項各号の規定により、貸付の承認を取り消しを決定した場合は、文書により、その旨を借受者に通知するものとする。

(返済の債務の免除)

第8条 貸付規程第8条第1項後段に定める「5年間従事したとき」については、勤務日数にして通算1,825日以上、かつ業務に従事した日数を900日以上とする。

(修学資金の返還)

第9条 貸付規程第9条第2項に規定する修学資金返還通知書は、別記第11号様式によるものとする。

(返還債務の履行の猶予)

第10条 貸付規程第10条第3項に規定する返還債務の履行の猶予申請書は、別記第18号様式によるものとする。

2 前項の申請書には、返還の猶予を受けるべき事実を証明する書類を添付しなければならない。

3 貸付規程第10条第4項に規定する返還債務の履行の猶予決定(却下)通知書は、別記第19号様式によるものとする。

(返還の債務の減免)

第11条 貸付規程第11条第3項に規定する返還債務の減免申請書は、別記第22号様式によるものとする。

2 前項の申請書を提出できる者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 貸付規程第11条第1項第1号に該当する申請 借受者の遺族又は連帯保証人

(2) 貸付規程第11条第1項第2号に該当する申請 借受者

3 貸付規程第11条第4項に規定する返還債務の減免決定(却下)通知書は、

別記第 2 3 号様式によるものとする。

(遅延利息)

第 12 条 貸付規程第 1 2 条第 1 項に定める遅延利息は、年 5%とする。

(届出義務)

第 13 条 貸付規程第 13 条第 1 項各号の規定による届け出の様式は次の各号によるものとする。

- (1) 借受者又は連帯保証人の住所又は氏名に変更が生じたとき **別記第 8 号様式**
 - (2) 連帯保証人が死亡、失そう又は破産その他の事情によりその資格を失い、新たな連帯保証人を定めたとき **別記第 8 号様式及び別記第 9 号様式**
 - (3) 借受者が修学資金の貸付けを受けることを辞退しようとするとき **別記第 1 0 号様式**
 - (4) 借受者が養成施設を退学、停学、休学、留年したとき、又は復学したとき **別記第 1 0 号様式**
 - (5) 借受者が養成施設等を卒業したとき及び介護福祉士の資格を取得したとき又は当該資格を取得できなかったとき **別記第 1 3 号様式**
 - (6) 借受者が養成施設等を卒業後、他の養成施設等に進学したとき **別記第 1 7 号様式**
 - (7) 借受者が養成施設等を卒業後、他の施設等に従事したとき及び当該他の施設等での現況を報告するとき **別記第 1 5 号様式**
 - (8) 借受者が第 8 条第 1 項に規定する介護等の業務に従事した後 5 年以内に、従事する施設を変更し、又は従事しなくなったとき **別記第 1 5 号様式及び 1 6 号様式**
- 2 貸付規程第 1 3 条第 2 項の規定による借受者死亡の届け出は**別記第 1 4 号様式**によるものとする。

(返還届 (返還計画書))

第 14 条 貸付規程第 1 4 条第 1 項の規定による返還届 (返還計画書) は、**別記第 1 2 号様式**によるものとする。

- 2 同条第 2 項の規定による返還計画の変更申請書は、**別記第 2 4 号様式**によるものとする。
- 3 同条第 3 項の規定による返還通知書及び返還計画変更決定 (却下) 通知書は、**別記第 1 1 号様式及び 2 5 号様式**によるものとする。

(遅延利息の減免申請)

第15条 貸付規程第15条第1項の規定による届け出は、別記第25号様式によるものとする。

2 同条第2項の規定による通知書は、別記第26号様式によるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほかに必要なものに関する事項については理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(参考)

申請・届出等及び通知等の書式

届出等	提出時期
(第1号様式) 介護福祉士修学資金貸付承認申請書	貸付の承認申請をするとき
(第2号様式) 誓約書	貸付の承認申請をするとき
(第3号様式) 同意書	貸付の承認申請をするとき
(第4号様式) 推薦状	借受希望者を推薦するとき(承認申請時)
(第5号様式) 介護福祉士修学貸付承認(不承認)通知書	貸付を承認又は不承認としたとき
(第6号様式) 介護福祉士修学資金借用証書	貸付を受けようとするとき
(第7号様式) 修学資金振込口座(申込・変更)申請書	貸付を受けようとするとき 又は本人の口座を変更したとき
(第8号様式) 借受者又は連帯保証人の住所・氏名等変更届	借受者又は連帯保証人の住所・氏名等に変更があったとき
(第9号様式) 連帯保証人契約書	連帯保証人の変更があったとき
(第10号様式) 貸付停止・再開・辞退届	休学・停学・退学・復学・留年等したとき、 又は貸付けを辞退するとき
(第11号様式) 介護福祉士修学資金返還通知書	介護福祉士修学資金の返還を決定したとき
(第12号様式) 介護福祉士修学資金返還届(返還計画書)	返還決定により、介護福祉士修学資金を返還しなければならなくなったとき
(第13号様式) 卒業届	養成校を卒業し、資格を取得したとき 又は資格を取得できなかったとき
(第14号様式) 借受者死亡届	借受者が死亡したとき

(第15号様式) 業務従事届	卒業後新たに他の施設等に従事したとき、 1年ごとに3月末現在の現況を報告する とき、勤務先の変更があったときや返還猶予 申請をするとき
(第16号様式) 求職活動期間等申告書	求職活動期間等の申告をするとき
(第17号様式) 介護福祉士修学資金返還債務の履行猶予 申請書	貸付金返還債務の履行猶予を申請するとき
(第18号様式) 介護福祉士修学資金返還債務の履行猶予 決定(却下)通知書	貸付金返還債務の履行猶予を決定又は却下 したとき
(第19号様式) 介護福祉士修学資金返還免除申請書	返還の免除を申請するとき
(第20号様式) 介護福祉士修学資金返還免除決定(却下) 通知書	返還の免除を決定又は却下したとき
(第21号様式) 介護福祉士修学資金返還債務減免申請書	返還債務の減免を申請するとき
(第22号様式) 返還債務減免決定(却下)通知書	貸付金返還債務の減免を決定又は却下した とき
(第23号様式) 介護福祉士修学資金返還計画変更申請書	修学資金の返還計画を変更しようとする とき
(第24号様式) 介護福祉士修学資金返還計画変更決定 (却下)通知書	修学資金の返還変更計画を決定又は却下し たとき
(第25号様式) 介護福祉士修学資金返還金に係る遅延利 息の支払い免除申請書	修学資金に係る遅延利息の支払い免除を申 請するとき
(第26号様式) 介護福祉士修学資金返還金に係る遅延利 息の支払い免除決定(却下)通知書	修学資金に係る遅延利息の支払い免除を決 定又は却下したとき